


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年3月31日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
長野県薪ストーブの使用による J-VER プロジェクト ～顔の見えるあたたかいクレジットから森づくりへ～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所		
住所	長野県伊那市荒井 22 番地 通り町第一ビル B1F		
代表者氏名	竹垣英信	代表者役職	代表理事所長
担当者氏名	竹垣英信	担当者 所属部署・役職	代表理事所長
担当者 E-mail	takegaki@slow.gr.jp	担当者電話番号	0265-74-7996
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	長野県産の薪を使用するストーブを利用する長野県内の家庭・事業者等		
プロジェクト参加者名	長野県及び薪販売店 (18者)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	KPMG あずさサステナビリティ株式会社		
検証機関名	KPMG あずさサステナビリティ株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0060
プロジェクト登録日	2010年12月22日
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】 長野県内で未利用の間伐材・林地残材を原料として用いた薪をストーブ燃料として利用し、化石燃料又は電力を代替することにより二酸化炭素の排出削減を図る。取得したクレジットを用いて薪ストーブ利用者に還元する仕組みを構築し、森林整備の推進及び地球温暖化対策への啓蒙を促す。</p> <p>【適格性基準との整合性】 《条件1》薪ストーブ導入及び薪使用により、灯油ストーブ等で使用されていた化石燃料又は電力が削減される。 《条件2》使用される薪は、県内で発生した未利用の間伐材・林地残材のみである。 《条件3》オフセット・クレジットの発行対象となる薪ストーブの利用者に対し、①オフセット・クレジット制度への参加意思の確認、②薪で代替される化石燃料等の種類、③購入した薪はストーブに使用することへの同意、について参加申込書により確認を行う。 《条件4》販売店経由で家庭に販売された薪のみを対象とする。自家調達を対象外としている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 薪ストーブにて薪を燃やした後の灰にクロム等が含まれる可能性があるため、燃焼灰については長野県及び各市町村の定める条例に基づき適性に処理を行なう。 ・ 建築基準法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 煙突の基準等を遵守し、薪ストーブを設置している。 ・ 消防法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災防止のための設置基準を遵守し、薪ストーブを設置している。 <p>【採用技術】 (1) 薪ストーブ (代表的設備) ダッチウエスト社製、バーモント社製、ワム社製等 (2) 薪生産設備・機器 (代表的設備) チェーンソー：ハスクバーナー社製、マキタ社製、スチール社製等 薪割り機：MTD社製、WAKO社製等</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング方法】</p> <p>ベースライン排出量: BE 薪,y $= BE_{薪,灯,y} + BE_{薪,L,y} + BE_{薪,都,y} + BE_{薪,電,y}$ BE 木,灯,y、等 $= BFC_{薪,灯,y} \times D_{薪,y} \times CV_{薪,y} \times CEF_{灯} \times \eta_{PJ} \div \eta_{BL灯}$ 《薪が束で販売されている場合の計算式 $BFC_{薪,化 or 電,y} = \pi r_{薪}^2 \times l_{薪} \times C_{薪,化 or 電,y} \times 0.6$》 《薪がラックや箱で販売されている場合の計算式 $BFC_{薪,化 or 電,y} = w \times h \times l_{薪} \times Q_{薪,化 or 電,y} \times 0.6$》</p> <p>プロジェクト排出量 : PE 加,化,y $= FC_{加,化,y} \times CV_{加,化,y} \times CEF_{加,化,y}$ ※未利用材および薪の搬出・運搬については、県内輸送のみのため算定対象外。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>一部を除いて全て準拠している。薪の加工時の年間化石燃料消費量 : FC 加,化,y のみ方法論に記載された方法ではないが、その妥当性については第三者機関からの確認を受けている。具体的には、薪販売量上位の販売店において薪加工時に<u>おける 1 m³あたりの燃料使用量を計測し、そのうえで、削減量の過大評価を防ぐために、計測結果のうち最も保守的な値に 1.2 を乗じた補正值を原単位とし、原単位に販売量を乗じて燃料使用量を計算することとしている。</u></p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>薪販売量については各薪販売店においてモニタリングを行う。 データの確認・承認・集計およびモニタリング報告書の作成は森のライフスタイル研究所が行う。内部監査は長野県林務部信州の木振興課が行う。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育・訓練 薪販売店向けの参加説明会を、森のライフスタイル研究所および長野県が年間 2 回程度実施し、先シーズンの集計報告、本システムの説明等を行う。</p> <p>(2) 情報の保管 薪販売店におけるデータは、販売店で伝票の、薪販売量確認リストを保管する。参加申込書、薪販売量確認リストの写し及び伝票の写しは、森のライフスタイル研究所で保管する。</p> <p>(3) データの確認 データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行なう。長野県林務部信州の木振興課は、モニタリング報告書の作成後、作成したモニタリング報告書と集計した伝票の写しを付き合わせて妥当性の確認を行なう。</p> <p>(4) 内部監査の実施 長野県林務部信州の木振興課は、モニタリング報告書の作成後に集計した伝票の写しを付き合わせて内部監査を実施する。</p>
--	---

		(その他特筆すべき事項) 特になし					
モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項) 特になし					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン 排出削減 プロジェクト用) ver. 1.5					
適用方法論	方法論番号	JEAM007 ver. 1.1					
	方法論名称	薪ストーブにおける薪の使用					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年4月1日～2010年12月31日					
＜方法論R001・R003のみ＞ モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			543			
認証依頼削減・吸収量		543t-CO2 ³					

※2008 年～2010 年度分を一括してモニタリングを実施しました。

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
<p>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</p>	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所</u></p>
<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: http://www.green-carbon.jp/

- 出版物(環境報告書/定期刊行物)

- その他 具体的に: _____

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上